

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第58条の規定に基づき、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターの賛助会員（以下「会員」という。）の入会、退会及び運営に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収支の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「センター」という。）の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人及び事業者団体をいう。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする個人、法人及び事業者団体は、入会申込書（様式第1号）及び表明・確約書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。ただし、入会申込は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を利用する方法によって行うことができる。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

(賛助会費)

第4条 会員は、年会費として賛助会費（以下「会費」という。）を納入するものとする。

2 会員は、個人は一口5千円、法人及び事業者団体は一口2万円とし、口数は自由とする。

3 会費は、希望する口数の会費をセンターの指定した金融機関の口座に振り込むものとし、振込手数料は会員の負担とする。

4 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割り又は減免することができない。

5 会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会費の支出)

第5条 会費は、その50%以上を公益目的事業に支出することとし、当該事業年度の収支予算に計上するものとする。

(退会)

第6条 退会する場合は、あらかじめ退会届（様式第3号）を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。

3 退会するときは、供与されたもの全てを速やかに返納しなければならない。

(除名)

第7条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

(1) センターの名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(2) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(3) 入会申込書等の提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、届出事項に変更が生じた場合には、速やかに届出事項変更届（様式第4号）を理事長に届け出るものとする。ただし、届出事項の変更は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を利用する方法によって行うことができる。

（理事会への報告）

第9条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規程（第5条及び第6条の改正）は、平成26年10月30日から施行する。

附 則

この規程（第5条の改正）は、平成30年10月1日から施行する。

入会申込書

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター理事長 殿
 申込人 住所
 氏名

印

貴センターの設立趣旨に賛同し、賛助会員として下記のとおり入会を申し込みます。

賛助 会 員 申 込 者	個人	氏名 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
		住所	〒 電話（ ） — FAX（ ） —
		職業 （勤務先）	
		Eメールアドレス	
	法人・事業者団体	法人又は事業者団体名	
		所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —
		役職・代表者名	大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）
		連絡責任者	役職 氏名 大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳） 電話（ ） — FAX（ ） — <input type="checkbox"/> 誓約書に暴排条項を導入済み（ 年 月） <input type="checkbox"/> 表明確約を導入済み（ 年 月）
		Eメールアドレス	
	入会口数		口数

暴力団排除協議会加入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日 ） （名称 ）
神奈川県企業防衛対策協議会加入	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日）
不当要求防止責任者講習	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（直近の受講 平成 年 月 日）
その他の警察協力団体加入	<input type="checkbox"/> 警察官友の会（ 署 年 月）
	<input type="checkbox"/> 防犯協会（ 署 年 月）
	<input type="checkbox"/> 交通安全協会（ 署 年 月）

※入会お申し込み後、30日以内に入会についてのご連絡をいたします。
 ただし、期間内に連絡がない場合は、入会が認められなかったものをご承知ください。

表 明 ・ 確 約 書

公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター理事長 殿

法人・事業者団体名

住 所

氏 名

- 1 私（個人・法人・事業者団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします。いたしません）。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団員
 - （3）暴力団準構成員
 - （4）暴力団関係企業
 - （5）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - （6）その他前各号に準ずるもの
- 2 私（個人・法人・事業者団体）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約（いたします。いたしません）。
 - （1）反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
 - （2）反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - （3）反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - （4）反社会的勢力等に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与するなどの関係
 - （5）その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私（個人・法人・事業者団体）は、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター（以下「暴追センター」という。） に対して、次のいずれの行為も行わないことを表明・確約（いたします・いたしません）。
 - （1）暴追センターの名誉を傷付け、又は目的に反する行為をすること。
 - （2）賛助会員として相応しくない行為をすること。
 - （3）正当な理由がなく会費を1年以上納入しないこと。
- 4 私（個人・法人・事業者団体）は、上記各号のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賛助会員を除名されても一切異議を申し立てず、また納入した会費の返還や賠償を求めず、一切私の責任とすることを表明・確約（いたします。いたしません）。

年 月 日

署名

印

（法人及び事業者団体は代表者の署名をお願いします。）

注）… 私（個人・法人・事業者団体）は、該当するものに○印を、また表明・確約（いたします。いたしません）は、必ず署名人本人が○で囲んでください。

様式第3号（第6条関係）

退 会 届

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター理事長 殿

私（個人・法人・事業者団体）は、貴センターの賛助会員を退会します。

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日

届 出 事 項 変 更 届

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター理事長 殿

住 所

氏 名

私（個人・法人・事業者団体）は、貴センターに提出した届出事項について、下記に変更したので届出します。

記

1 届出事項

2 変更事項